

1 京都市消費生活条例

(不適正な取引行為の防止)

第20条 事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約その他の契約に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって別に定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
ア 商品等の内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。
イ 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。
ウ 商品等に関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。
エ 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。
オ 商品等に関し十分な知識を有しないことその他の事情により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。
- (2) ～ (5) 省略

(不適正な取引行為の調査)

第21条 市長は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その実態を明らかにするために必要な調査を行い、当該調査の経過及びその結果を公表しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その行為が適正なものであることの立証その他前項の規定による調査に必要な協力を求めることができる。

(事業者に対する指導)

第34条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、消費者権を保護するための措置その他の必要な措置を講じるよう指導をすることができる。

- (1) 第14条第3項（第15条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）、第16条、第18条、第19条第1項又は第20条の規定に違反していると認めるとき。
- (2) 正当な理由がなく、第12条第3項又は第21条第2項の規定による求めに応じないとき。

(事業者に対する勧告及び公表)

第35条 市長は、事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、同条の措置を的確に講じるよう勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 3～4 省略

2 京都市消費生活条例施行規則

第1節 不適正な取引行為

第2条 条例第20条に規定する別に定める行為は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

- (1) 条例第20条第1号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- ハ 意思確認のない勧誘（消費者に契約の締結の勧誘を拒絶する旨の意思表示をする機会を与えず、消費者の意に反して当該勧誘を行うことをいう。）
 - ヒ 拒絶後の勧誘（消費者が契約の締結の勧誘を受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘を行うことをいう。）

3 京都市の条例に基づく「行政指導」の流れ

京都市は、条例・施行規則別表（第2条関係）に規定した場合、調査（条例第21条）のうへ、「不適正な取引行為」があると認める場合、以下のとおり行政指導を行うことができる。

- (1) 必要な措置を講じるよう、指導をすることができる。（条例第34条）



[事業者が指導を受けたことにより採った措置が不十分であると認めるとき]



- (2) 措置を的確に講じるよう勧告をすることができる。（条例第35条第1項）



[事業者が勧告に従わない場合]



- (3) その旨及び勧告の内容を公表することができる。（条例第35条第2項）